

令和2年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」実施結果

都道府県名	京都府	青少年行政主管課名	健康福祉部 家庭支援課	
最重点・重点課題	取組内容			備考
最重点課題 SNS利用に係る子供の性被害等の防止	<p>○広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年の非行・被害防止啓発パネル展（京都府） 京都府庁及び山城広域振興局、南丹広域振興局、中丹広域振興局、丹後広域振興局においてポスター等を掲示。（青少年の非行・被害防止全国強調月間、社会を明るくする運動、薬物乱用防止、ネットトラブル等の啓発、府民防犯の日、京都府青少年協会チラシ・横断幕・のぼり等） ・ SNSを活用した相談窓口の開設（啓発）（京都府教育委員会） 期間：令和2年7月6日～3年3月29日（毎週月曜日）17:00～22:00 ※令和2年8月17日～24日、令和3年1月4日～8日（毎日） 対象：府内（京都市を除く）公立中学校・高等学校 内容：子どもの犯罪被害未然防止、早期発見、早期対応を図る 対応：相談内容によっては、業者と担当者及び関係機関と連携を図る ・ 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」ポスター配布（福知山市） 時期：令和2年6月下旬 対象：福知山市立小・中学校及び公民館や市内青少年健全育成関係団体等 計139部を配布 内容：強調月間の周知のため、令和2年度版「青少年の非行・被害防止全国強調月間」ポスターを配布した。 ・ 青少年の非行・被害防止全国強調月間啓発ポスター掲示（向日市） ・ 啓発チラシ入りポケットティッシュ作成・配布（福知山市） 時期：令和2年7月下旬 対象：福知山市立小・中学校の全児童・生徒 計6,140人 内容：SNS利用に係る啓発チラシ入りのポケットティッシュを、福知山市地区更生保護協会と合同で作成し、夏休み開始前に全児童・生徒へ配布した。 ・ 啓発チラシ「心豊かな子どもをはぐくむ」を配布し、SNS利用による危険性や、家庭でのルール作りの必要性について啓発（宮津市） ・ チラシの作成・配布（宇治田原町） ・ 文部科学省、京都府教育委員会作成のパンフレットを参考に、啓発チラシを作成（3年目） ・ チラシの裏面に「スマホ・ケータイ利用のルールとマナー」を印刷して小・中学校の学習発表会・文化発表会の会場で保護者に配付 ・ 街頭啓発チラシの配付（宇治田原町） ・ 広報啓発（与謝野町） 町連合PTA協議会の啓発チラシを全会員へ配布「携帯電話・スマホ・ゲーム機などの対応について」 内容：①家庭でのルール作りの申し合わせ ②町PTAとしての使用制限時間の設定 ・ 広報誌（紙・電子媒体）による広報（宮津市、向日市） ・ 広報啓発（城陽市） 南城陽中学校区における「町ぐるみ町づくり推進会議」において、「地域の子どもたちは地域で守り育てよう」というスローガンのもと、学校・家庭・地域が一つとなって様々な活動を行っている。その中に『ネット犯罪警戒中』ののぼりを、市内数カ所のコンビニエンスストアや商業施設に掲示する活動を継続して実施し、インターネットに係る子どもの被害を防止するために保護者や地域への啓発を行っている。 			

- ・不審者出没情報を迅速に保護者等関係者へのメール配信（通年・小中学校と連絡・連携）（宇治田原町）
- ・ケーブルテレビによる啓発活動（京丹波町）
- ・町内有線テレビ放送（文字放送）における広報による啓発（与謝野町）
- ・少年補導委員による街頭補導活動の実施（宇治市）
- ・携帯電話販売店へのフィルタリング要請活動の実施（府内各地、17件）（京都府警察本部）
- ・府警あんぜん広場（府民だより内）でのネット被害防止啓発（京都府警察本部）
- ・「新型コロナウイルス感染症」感染予防対策で影響を受けている「小中高生への応援メッセージ!!」広報誌「わかもの京都」臨時号の作成・発信（京都府青少年育成協会）
 - 広報誌「わかもの京都」臨時号の紙面において、《インターネット利用に係る性被害等防止についてのメッセージや相談窓口》を掲載
 - 【作成物】3種類（小学校低学年版、高学年版、中学高等学校版）
 - 【対象】児童・生徒、保護者、教職員、青少年に関わる人等
 - 【内容】協会HPに掲載、各小中高等学校の生徒・保護者などへの周知

○会議・研修会

- ・家庭教育研修会の実施（京都府教育委員会）
 - 実施主体：京都府PTA協議会
 - 第1回 開催日：9月19日 場所：長岡京市中央公民館
 - 第2回 開催日：11月28日 場所：未定（福知山）
 - 出席者：幼・こども園・小・中・義務教育学校・府立学校の各単位
PTA会員及び教員等 約100名
 - 内容：ネットトラブル等に関わる研修会
- ・はぐくみネットワークへの参画（京都市）
- ・会議・研修会（長岡京市）
 - 少年補導委員を対象に、青少年のインターネット利用に係る性被害等についての研修会を実施。講師として警察署の職員を招致。

○保護者・青少年への防犯教室

- ・非行防止教室の実施（暴力、万引き、いじめ、ケータイ、性課題、薬物乱用をテーマに学習。）（京都府警察本部、京都市、宇治市、宮津市、八幡市）
- ・携帯・スマホ教室の実施（携帯電話会社から講師を招き、携帯電話の危険性、依存性、ルールやマナーを学習。）（京都市、与謝野町）

○その他

- ・学校非公式サイト等のネット監視業務委託（ネット上のいじめ等の未然防止を図る。）（京都市）
- ・日常的な指導（京田辺市）

<p>重点課題 1 有害環境への 適切な対応</p>	<p>○広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年の非行・被害防止啓発パネル展（京都府）【再掲】 ・ 事業所に対して、タバコ、お酒、有害図書等を未成年に販売しないようにする声かけ協力の依頼を実施（舞鶴市） ・ 広報誌（紙・電子媒体）による広報（宮津市）【再掲】 ・ 啓発チラシ「心豊かな子どもをはぐくむ」を配布（宮津市）【再掲】 ・ リーフレット「宮津市子どもをはぐくむ7カ条」による啓発（宮津市） ・ 広報啓発・実態調査（城陽市） 夏季休業中に城陽市教育委員会で、11日間校区パトロールを実施 ・ 広報啓発（向日市）【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年の非行・被害防止全国強調月間啓発ポスター掲示 ・ 広報誌での啓発（青少年の非行・被害防止全国強調月間の周知） ・ 安全パトロールの実施（月刊中5回）（宇治田原町） ・ 「夏季休業中の生徒指導について」令和2年6月19日付（2教学第852号）にて、各市町（組合）教育委員会及び附属中学校に対し、以下のとおり通知（京都府教育委員会） <ul style="list-style-type: none"> ・ スマートフォン、携帯電話やパソコンによるインターネット・メール等のメディア利用について、発達の段階に応じた情報モラルに関する指導を行うとともに、個人情報取り扱いについても言及し、児童等が犯罪に巻き込まれないよう注意を喚起するなど、適切な使用について指導する。 ・ スマートフォンや携帯電話等の所持・利用の在り方について、特に、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）やコミュニティサイトの利用も含め、いじめやトラブル、性犯罪被害等に発展することがないように適切に指導する。 ・ 地域パトロールの実施（府内各地、51回）（京都府警察本部） ・ 補導・防犯活動（与謝野町） 単PTAや町青少年育成会支部による夜間パトロール等の実施 ・ コンビニエンスストアへ要請活動（未成年者飲酒・喫煙防止） （京都市、8店舗）（京都府警察本部） ・ カラオケ店へ要請活動（未成年者飲酒・喫煙防止・深夜年齢確認） （京都市、1店舗）（京都府警察本部） ・ 「新型コロナウイルス感染症」感染予防対策で影響を受けている「小中高生への応援メッセージ!!」広報誌「わかもの京都」臨時号の作成・発信（京都府青少年育成協会）【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 広報誌「わかもの京都」臨時号の紙面において、《ゲームするときルールや相談窓口》を掲載 <p>【作成物】3種類（小学校低学年版、高学年版、中学高等学校版） 【対 象】生徒、保護者、教職員、青少年に関わる人等に発信。 【内 容】協会HPに掲載、各小中高等学校の生徒・保護者などへの周知</p> <p>○会議・研修会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ はぐくみネットワークへの参画（京都市）【再掲】 <p>○保護者・青少年への防犯教室等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非行防止教室の実施（京都市、八幡市）【再掲】 <p>○立ち入り・実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンビニエンスストア、玩具刃物取扱店等への通年立入調査（京都府） ・ パチンコ店への立ち入り（未成年者飲酒・喫煙防止）（城陽市、2店
------------------------------------	--

	<p>舗) (京都府警察本部)</p> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な指導 (京田辺市) 【再掲】 	
<p>重点課題2 薬物乱用対策 の推進</p>	<p>○広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の非行・被害防止啓発パネル展 (京都府) 【再掲】 ・広報啓発 (パンフレット、ポスター等の配付、啓発) (京都府教育委員会) <ul style="list-style-type: none"> ・世界禁煙デー、禁煙週間啓発ポスター ・No Drug～子どもに忍び寄る違法薬物の誘い～ ・受動喫煙対策リーフレット ・広報啓発 (宮津市) 【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌 (紙・電子媒体) による広報 ・啓発チラシ「心豊かな子どもをはぐくむ」を配布 ・広報啓発 (城陽市) 城陽市青少年健全育成市民会議の評議員に、薬物乱用防止啓発ポスターを地域で掲示をしてもらうように依頼。 ・広報啓発 (向日市) 【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の非行・被害防止全国強調月間啓発ポスター掲示 ・広報誌での啓発 (青少年の非行・被害防止全国強調月間の周知) ・広報啓発 (八幡市) <ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止を目的とし、薬物乱用状況や薬物乱用の特徴、薬物乱用に対する注意喚起をホームページに掲載。 ・広報パトロール (精華町) ・「新型コロナウイルス感染症」感染予防対策で影響を受けている「小中高生への応援メッセージ!!」広報誌「わかもの京都」臨時号の作成・発信 (京都府青少年育成協会) 【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ■広報誌「わかもの京都」臨時号の紙面において、《薬物に伴う相談窓口》を掲載 <p>【作成物】3種類 (小学校低学年版、高学年版、中学高等学校版)</p> <p>【対象】生徒、保護者、教職員、青少年に関わる人等に発信した。</p> <p>【内容】協会HPに掲載、各小中高等学校の生徒・保護者などへの周知</p> <p>○会議・研修会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止に係る大学等関係者セミナーの開催 (7月15日 web 開催) (京都府) ・京都府薬物乱用防止対策推進本部会議の開催 (書面開催) (京都府) ・はぐくみネットワークへの参画 (京都市) 【再掲】 ・会議・研修会等 (京都府教育委員会) <ul style="list-style-type: none"> ・京都府薬物乱用防止対策推進本部会議 ・薬物乱用防止教育推進教職員研修会 (資料配付) ・薬物乱用防止教室指導者講習会 ・体験型薬物乱用防止対策推進事業 (模擬裁判見学) <p>○保護者・青少年への防犯教室等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室の実施 (京都市) 【再掲】 ・薬物乱用防止教室の実施 (警察等からの外部講師や薬物乱用防止教育の指導的役割を担う教員を講師として、薬物に対する正しい知識や薬物乱 	

	<p>用の影響等を学習。) (京都府、京都市、宇治市、宮津市、八幡市、宇治田原町、伊根町、与謝野町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各警察署が所管する各小中学校において、スクールサポーターを中心に薬物防止教室を開催 (京都府教育委員会) ・薬物乱用防止教室の実施 (府内各地、377 回) (京都府警察本部) (内訳) 小学校 163 回、中学校 195 回、高校 17 回、その他 2 回 <p>○立ち入り・実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニエンスストア、玩具刃物取扱店等への通年立入調査 (京都府) 【再掲】 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な指導 (京田辺市) 【再掲】 ・薬物乱用防止国連支援募金の実施 (京都府) 	
<p>重点課題3 不良行為及び 初発型非行 (犯罪)等の 防止</p>	<p>○広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の非行・被害防止啓発パネル展 (京都府) 【再掲】 ・FM放送による広報 (綾部市) ・ライフビジョンによる広報 (綾部市) ・ポスター掲示 (綾部市) ・広報啓発 (宮津市) 【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌 (紙・電子媒体) による広報 ・啓発チラシ「心豊かな子どもをはぐくむ」を配布 ・リーフレット「宮津市子どもをはぐくむ7カ条」による啓発 (宮津市) 【再掲】 ・広報啓発 (城陽市) <ul style="list-style-type: none"> ・城陽市青少年健全育成市民会議校区会議による夏季休業期間中のパトロールを実施。 ・城陽市青少年健全育成市民会議環境浄化部、城陽市学校、警察連絡協議会との合同パトロール。 ・城陽市青少年健全育成市民会議の広報紙「やまびこ」による広報活動を実施。 ・広報啓発 (向日市) 【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の非行・被害防止全国強調月間啓発ポスター掲示 ・広報誌での啓発 (青少年の非行・被害防止全国強調月間の周知) ・広報啓発 (懸垂幕・啓発ポスターの掲示) (長岡京市) ・街頭啓発 (宇治田原町) <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、ポケットティッシュの配布 ・社会を明るくする運動 街頭啓発活動 小・中学校訪問 (和束町) ・青少年育成委員会 街頭啓発活動 (和束町) ・街頭啓発活動 (与謝野町) 町青少年育成会構成団体参加による懸垂幕・横断幕掲示、啓発幟掲示 ・町内啓発チラシの回覧、全小中学校 PTA 会員へ啓発チラシ配布 (与謝野町) ・街頭補導活動 (舞鶴市) ・補導活動 (中学校区パトロール) (長岡京市) ・地域安全パトロールの実施 (八幡市、宇治田原町、南山城村) ・補導・防犯活動 (与謝野町) 【再掲】 単位 P T A や町青少年育成会支部による夜間パトロール等の実施 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報パトロール（精華町）【再掲】 ・ 地域パトロールの実施（京都府警察本部）【再掲】 ・ 街頭補導（府内各地）（京都府警察本部） ・ いじめ・非行防止キャンペーン事業「声かけ（あいさつ）・見守り運動」の実施（京都府教育委員会） 実施主体：京都府PTA協議会 ※各中学校区の単位PTAが連携して展開 実施場所：府内小・中学校の通学路 ・ ケーブルテレビによる啓発活動（京丹波町）【再掲】 ・ コンビニエンスストアへ要請活動（未成年者飲酒・喫煙防止）（京都府警察本部）【再掲】 ・ 「新型コロナウイルス感染症」感染予防対策で影響を受けている「小中高生への応援メッセージ!!」広報誌「わかもの京都」臨時号の作成・発信（京都府青少年育成協会）【再掲】 ■ 広報誌「わかもの京都」臨時号の紙面において、《不良行為等に伴う相談窓口》を掲載 【作成物】3種類（小学校低学年版、高学年版、中学高等学校版） 【対象】生徒、保護者、教職員、青少年に関わる人等に発信 【内容】協会HPに掲載、各小中高等学校の生徒・保護者などへの周知 <p>○会議・研修会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ はぐくみネットワークへの参画（京都市）【再掲】 <p>○保護者・青少年への防犯教室等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非行防止教室の実施（京都市、宇治市、八幡市）【再掲】（京都府、京都府教育委員会、宇治田原町） <p>○立ち入り・実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンビニエンスストア、玩具刃物取扱店等への通年立入調査（京都府）【再掲】 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的な指導（京田辺市）【再掲】 	
<p>重点課題4 再非行（犯罪）の防止</p>	<p>○広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年の非行・被害防止啓発パネル展（京都府）【再掲】 ・ 懸垂幕作成・掲載（福知山市） 青少年の犯罪の未然防止と健全育成の観点より、福知山地区更生保護協会と合同で7月に懸垂幕を作成し、市民や福知山駅及び周辺施設の利用者への啓発として、8月より掲載する。 掲載期間：令和2年8月1日から10月31日まで 掲載場所：福知山市市民交流プラザふくちやま（福知山駅前） 内 容：懸垂幕 「地域の子声かけ見守り育てようみんなでつくる明るい社会」 ・ 広報誌（紙・電子媒体）による広報（宮津市）【再掲】 ・ 社会を明るくする運動（ポスター掲示）（宮津市、八幡市） ・ 広報啓発（向日市）【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年の非行・被害防止全国強調月間啓発ポスター掲示 ・ 広報誌での啓発（青少年の非行・被害防止全国強調月間の周知） 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会を明るくする運動（啓発物品の配布）（南丹市） ・ 社会を明るくする運動（懸垂幕・横断幕・のぼり・啓発ポスターの掲揚、掲示、広報車による広報活動）（大山崎町） ・ 社会を明るくする運動（作文コンテスト募集）（宇治田原町） ・ 社会を明るくする運動 街頭啓発活動 小・中学校訪問（和束町） 【再掲】 ・ ケーブルテレビによる啓発活動（京丹波町）【再掲】 ・ 懸垂幕・幟による啓発（与謝野町） 社会を明るくする運動における啓発（保護司、民生児童委員、学校、行政・青少年育成関係団体、PTA、行政等） ・ 「新型コロナウイルス感染症」感染予防対策で影響を受けている「小中高生への応援メッセージ!!」広報誌「わかもの京都」臨時号の作成・発信（京都府青少年育成協会）【再掲】 ■ 広報誌「わかもの京都」臨時号の紙面において、《非行全般に伴う相談窓口》を掲載 【作成物】3種類（小学校低学年版、高学年版、中学高等学校版） 【対象】生徒、保護者、教職員、青少年に関わる人等に発信 【内容】協会HPに掲載、各小中高等学校の生徒・保護者などへの周知 <p>○会議・研修会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ はぐくみネットワークへの参画（京都市）【再掲】 <p>○保護者・青少年への防犯教室等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非行防止教室の実施（京都市、八幡市、京都府教育委員会、京都府警察本部）【再掲】 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ユース・アシスト（立ち直り支援事業）（京都府、京都市） <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府と家庭裁判所と協力して清掃活動を月に1回実施。（北青少年活動センター） ・ 定期的な学習支援や面談の場所の提供。（北・山科・中央・南青少年活動センター） ・ 日常的な指導（京田辺市）【再掲】 <p>・ 青少年育成会委員会における保護司・更生保護女性会との日常的な情報交換（与謝野町）</p>	
<p>重点課題5 いじめ・暴力 行為等の問題 行動への対応</p>	<p>○広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こどものための電話・ネット相談窓口紹介カードの配付（京都市） ・ 相談窓口の広報（舞鶴市） ・ 広報啓発（宮津市）【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌（紙・電子媒体）による広報 ・ 啓発チラシ「心豊かな子どもをはぐくむ」を配布 ・ リーフレット「宮津市子どもをはぐくむ7カ条」による啓発（宮津市） 【再掲】 ・ 広報啓発（城陽市） 城陽市青少年健全育成市民会議の広報紙「やまびこ」において、京都府や城陽市で実施している各種教育相談窓口を、相談内容別に整理して紹介。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報啓発（向日市）【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年の非行・被害防止全国強調月間啓発ポスター掲示 ・ 広報誌での啓発（青少年の非行・被害防止全国強調月間の周知） ・ いじめ・非行防止キャンペーン事業「声かけ（あいさつ）・見守り運動」の実施（京都府教育委員会）【再掲】 <p>実施主体：京都府PTA協議会</p> <p>※各中学校区の単位PTAが連携して展開</p> <p>実施場所：府内小・中学校の通学路</p> ・ 「新型コロナウイルス感染症」感染予防対策で影響を受けている「小中高生への応援メッセージ!!」広報誌「わかもの京都」臨時号の作成・発信（京都府青少年育成協会）【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 広報誌「わかもの京都」臨時号の紙面において、《いじめ等に伴う相談窓口》を掲載 <p>【作成物】3種類（小学校低学年版、高学年版、中学高等学校版）</p> <p>【対象】生徒、保護者、教職員、青少年に関わる人等に発信</p> <p>【内容】協会HPに掲載、各小中高等学校の生徒・保護者などへの周知</p> <p>○会議・研修会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ はぐくみネットワークへの参画（京都市）【再掲】 <p>○保護者・青少年への防犯教室等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非行防止教室の実施（京都市、宮津市、八幡市、京都府警察本部）【再掲】 <p>○立ち入り・実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府いじめ調査の実施（京都府教育委員会） <ul style="list-style-type: none"> 1学期間（休業期間中を含む）のいじめの状況を把握し、解決するため、京都府いじめ調査を7月下旬から8月上旬に実施するように、各市町（組合）教育委員会及び附属中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校（京都市を除く）に依頼し、いじめや暴力等について、児童生徒から丁寧に調査等を実施している。 ・ いじめアンケートの実施（小・中学校）（八幡市） <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校非公式サイト等のネット監視業務委託（京都市）【再掲】 ・ 相談窓口の設置（こどもパトナ カウンセリングセンターにおける来所相談（通年）、こども相談24時間ホットライン・いじめメール相談（通年）、京SNS相談（京都市） ・ 日常的な指導（京田辺市）【再掲】 ・ 少年の主張大会（宇治田原町、和東町） ・ 学校や人権擁護委員等と連携した日常的な情報収集・情報交換と相談（与謝野町） ・ 町いじめ問題対策連絡会議等での情報交換（学校関係・青少年育成社会教育団体等で構成）（与謝野町） 	
--	---	--

※各区分に重複する取組内容については、【再掲】と表示して記載すること。

※最重点課題「SNS利用に係る子供の性被害等の防止」の取組については、内容を簡記すること。

※各項目の取組は必須ではなく、各自治体において実情に応じた効果的な取組を行うこと。